

公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

津島市保育所等紙おむつ等定額利用サービス事業について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので次のとおり公告する。

令和 8 年 9 月 25 日

津島市長 日 比 一 昭

1 業務の概要

(1) 業務名

津島市保育所等紙おむつ等定額利用サービス事業

(2) 業務の目的

津島市立認定こども園及び市長が認めた民間保育施設等において、保護者及び保育者双方の負担を軽減し、保護者の仕事と子育ての両立を支援し、保育の質向上を図る事を目的とする。

(3) 業務内容

主な業務内容は下記のとおりとする。

ア 対象施設の利用希望者の保護者に対し、本サービスを提供すること。ただし、児童 1 人につき 1 契約とする。

イ 対象施設への物品の納品・在庫管理に係る安定的な運用及び配送体制の整備

ウ 保護者および対象施設職員向けチラシ及び操作マニュアルの作成

エ 無料お試し期間における運用サポートの実施

オ 保護者および施設からの問い合わせ、サイズ変更、肌荒れ等の相談・トラブルに対して、ヘルプデスク等を設置する等し、信義をもって誠実に対応する。

カ 災害時等における物資供給に係る協力体制の整備

キ その他、本業務に必要なもの

(4) 業務期間

協定書締結日の翌日から令和 11 年 3 月 31 日まで（原則 3 年間）

2 参加資格

1 の業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加することができる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 津島市入札参加資格審査申請要領に基づき入札参加資格者名簿に登録された者であること。ただし、入札参加資格者名簿に未登録の者は、次の表に掲げ

る書類（申請日において、発行日より3か月以内のものとする。（鮮明であれば全て写しは可だが、写しの場合は原本証明されていること。））を提出させ、確認した上で当該プロポーザルに参加することができる。

書 類 名	摘 要
登記事項証明書等	法人の方のみ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
身元証明書	個人の方及び受任者（本籍地の市区町村で発行）
委任状	協定権限等を委任する場合のみ。様式は任意のもの
印鑑証明書	法人は法務局、個人は市区町村証明のもの
納税証明書（国税）	法人の方「その3の3」 / 個人の方「その3の2」
納税証明書 （愛知県税）	愛知県に納税義務がある場合のみ 県税事務所が発行した納税証明書（未納税額がないこと 用）
納税証明書（津島市 税）	津島市に納税義務がある場合のみ（完納証明書）
許可登録等を証明す る書類	法令により必要とする業種のみ

- (2) 津島市指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 過去5年以内、地方公共団体または保育施設等に対し、紙おむつ等のサブスクリプションサービスの提供実績を有する者であること。

3 選考方法

上記2の参加資格を満たしているプロポーザル参加者による企画提案書の書面審査及びプレゼンテーションの審査を行い、その内容を津島市プロポーザル選考委員会において評価し、協定候補者の選定を行う。ただし、参加者が4者以上の場合には、プレゼンテーション審査の前に1次審査として書類審査を行い、上位3者をプレゼンテーション審査対象者とし選定する。

4 応募手続等

(1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒496-8686 津島市立込町2丁目21番地

津島市こども健康部 幼児保育課 保育グループ（担当 瀧川、朝岡、大西）

電話 0567-24-1120（直通） ファクシミリ 0567-24-1791

電子メールアドレス hoiku@city.tsushima.lg.jp

(2) 実施要領等の交付

実施要領その他の資料の交付については、次のとおりとする。

ア 交付期間

令和8年9月25日（金）から令和8年10月14日（水）までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、津島市の休日を定める条例（平成元年津島市条例第28号）第1条に規定する市の休日を除く。

イ 交付場所

上記(1)に同じ。（津島市ホームページにおいてもダウンロード可）

ウ 交付する書類

実施要領、各様式等

(3) 実施要領等に対する質問期限及び回答

ア 実施要領、各様式等に対して質問することができる者は、上記 2 の参加資格を満たしている者とする。

イ 質問方法

質問書（様式は実施要領に添付）により電子メールで行うこと。（郵送、持参可）メール件名に「（貴社名）紙おむつプロポーザル業務について（質問）」を入力し、添付の 1 ファイルにまとめて送信すること。

電子メール送信後、送信した旨を電話連絡し、受信されていることを確認すること。

ウ 質問期限

令和 8 年 10 月 5 日（月）午後 5 時までに必着
質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

エ 回答方法

上記 4 (1) に電子メールにより送信するとともに、ホームページにおいて掲載する。

オ 回答日

令和 8 年 10 月 6 日（火）予定

(4) 参加申込書の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる提出書類を提出すること。

ア 提出書類

- ①参加申込書（様式は実施要領に添付）
- ②上記「2. 参加資格(1)」に規定される書類
- ③会社概要（様式は実施要領に添付）
- ④業務実績調書（様式は実施要領に添付）

イ 提出場所 上記(1)に同じ。

ウ 提出方法及び期限

電子メール、持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、令和 8 年 10 月 14 日（水）午後 5 時までに必着のこと。

エ 電子メールで提出する場合は、件名を「津島市保育所等紙おむつ等定額利用サービス事業プロポーザル参加申込（貴社名）」とし、添付の 1 ファイルにまとめて送信すること。

電子メール送信後、送信した旨を電話連絡し、受信されていることを確認すること。

(5) 企画提案書の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる提出書類を提出すること。

ア 提出書類

- ① 企画提案書（事務代行等の対応方針書・操作方法マニュアル・発注から配送までのスケジュール含む）（様式は問わない。）
- ② 価格見積書（基本品目、オプション品目の内訳を明示すること）
- ③ 保護者に本事業をアピール、周知するためチラシ
- ④ 個人情報管理体制の説明書（プライバシーマーク・I S M S 等の証明書の写しを含む）
- ⑤ その他提案に必要な書類

イ 提出場所 上記 4 (1)に同じ。

ウ 提出部数 実施要領に従い上記 (5) アに記載される書類を正本 1 部、副本 7 部の計 8 部を提出すること。

エ 提出方法及び期限

持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、令和 8 年 10 月 30 日（金）午後 5 時までに必着のこと。

オ 書類審査の実施

参加者が 4 者以上の場合には、プレゼンテーションの前に 1 次審査として書類審査を行い、プレゼンテーション審査対象者を選定する。結果については、令和 8 年 11 月 6 日（金）までに電子メールにて通知する。

(6) 企画提案に係るプレゼンテーション

ア 実施日時・場所

令和 8 年 11 月 13 日（金）に実施する。時間や会場等の詳細は、該当者に別途通知する。

イ 提案時間 15 分間（提案説明は、本業務に従事する者が行うこととする。）

ウ 質疑応答 10 分間

エ 参加人数 3 人以内

オ 電子データによる提案説明を行う場合は、市がスクリーンを準備するため、各自プロジェクター及びパソコン等を当日持参すること。なお、使用する電子データは、企画提案書と同一内容とし、追加等は一切認めない。ただし、内容の省略による頁数の変更及び構成の変更は妨げない。

(7) プレゼンテーション審査の結果通知

プレゼンテーションを行った全ての者に対し、プレゼンテーション審査の結果を令和 8 年 11 月 20 日（金）（予定）までに通知する。

また、協定書締結候補者の選定結果を津島市公式ホームページにおいて公表する。ただし、会社名及び評価点は協定書締結候補者のみを公表し、次点候補者以降は会社名を匿名にした上で評価点のみを公表する。

なお、結果通知の翌日以降に選定された協定書締結候補者と仕様書等の協議の後、速やかに協定書を締結することとする。

(8) その他

ア 失格となる企画提案書

企画提案書が次の各号のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。

- ① 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの
- ② 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの
- ⑤ 見積書の金額が予算額を超過した場合

イ その他

- ① 提出書類の作成等参加に係る全ての費用は、提案者の負担とする。
- ② 提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は認めない。
- ③ 全ての提出書類は、返却しない。
- ④ 提出された企画提案書は、業者の特定以外には提案者に無断で使用しないこととする。ただし、提案の内容について今後の参考とすることがある。
- ⑤ 提出された書類は、業者の特定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。

5 その他の留意事項

詳細は、実施要領による。